

老後も安心！

老齡基礎年金

老齡基礎年金は、保険料を納めた期間などが10年以上ある人が65歳になったときに受けることができます。

年金を受けるのに必要な期間は？

- ①保険料を納めた期間
- ②厚生年金や共済組合に加入した期間
- ③第3号被保険者であった期間
- ④保険料の免除（全額・一部）を受けた期間
- ⑤任意加入できる人が加入しなかった期間など

①～⑤の期間を合わせて **10年以上** 必要

※一部免除を受けた期間で残りの保険料を納付しなかった期間は除かれます。

令和5年度の年金額

67歳以下の新規裁定者	68歳以上の既裁定者
79万5,000円 (月額66,250円)	79万2,600円 (月額66,050円)

この額は20歳から60歳になるまでの40年間、全ての保険料を納めた人の場合です。もし、40年間に保険料を納めなかった期間などがあると、不足する分だけ年金額が減額されます。

60歳からの国民年金

保険料を納めていないために老齡基礎年金の受給資格を満たさない人や、満額の老齡基礎年金を受給できない人は、60歳以降でも65歳になるまで任意加入することで、受給資格期間を満たしたり、年金額を満額に近づけたりすることができます。65歳以上70歳未満の人は、受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。

65歳よりも前（後）からもらいたいだけ？

希望により、65歳よりも前（繰り上げ請求）や後（繰り下げ請求）からもらうことができます。年金額は繰り上げると減額、繰り下げると増額されます。

繰り上げ請求にはいくつかの制限があります

- 65歳になっても減額率はそのままです
- 遺族厚生年金を受けている人は、65歳になるまでどちらか一方の年金を選択することになります
- 寡婦年金を受けている人は、その受給権がなくなります
- 繰り上げ請求をすると、障害基礎年金の請求はできなくなります

問合せ 八代年金事務所
(☎0965-35-6123)
市市民課国保年金係
(☎22-2111 内線1023)

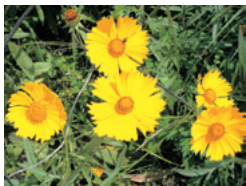
オオキンケイギクを
見かけたら駆除しましょう

オオキンケイギクは、繁殖力が強く在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、環境省が特定外来生物に指定しています。

きれいな花だからといって、持ち帰って庭や花壇に植えたり、生きたまま移動・保管したりする行為は禁止されています。

オオキンケイギクを見かけたら駆除しましょう。除草した場合は、根から抜いて天日にさらして枯らし、燃えるごみとして処理してください。

問合せ 市環境課環境衛生係



▲オオキンケイギク

所有地の適正な
管理をお願いします

樹木や雑草が生い茂る季節になりました。そのまま放置すると次のようなことが起こり、近隣住民の迷惑になります。

蚊やハエの発生を
防ぎましょう

蚊を発生させないポイント

- ①道路の側溝などは、定期的に清掃し、水の流れを良くする
- ②植木鉢の受け皿、放置された空き缶、空き瓶などを片付ける

ハエを発生させないポイント

- ①残飯や動物の死体などに大量発生するので、速やかに片付ける
- ②犬や猫のふんは、飼い主が責任をもって片付ける
- ③ごみ置き場などは、きれいに清掃し清潔に保つ

問合せ 市環境課環境衛生係

危険な空き家の
解体費を補助します

市民の安全・安心と生活環境の保全・改善を図るため、老朽化し危険な状態になった空き家などの解体費の一部を補助します。

対象となる建物

- ①市内の空き家で約1年以上使用されておらず、今後も住む見込みのない住宅
- ②空き家住宅のうち、老朽化し危険な状態（倒壊や外壁

材・屋根材の落下などの危険性があり、近隣・道路などに影響を及ぼしている状態）

※①・②どちらも当てはまる

ことが条件です。

補助金額

対象工事費の5分の2（上限30万円）※先着順

※令和5年度の募集は5件程度です。

受付・問合せ 地域コミュニティ課自治支援係

登録方法
携帯電話から、メールアドレス [sky@123123.tv] に空メールを送信し、返信されたメールの案内に従って登録してください。

※右記アドレスからのメールが受信できるよう事前設定（ドメイン指定）しておくことが必要です。

県内の大気環境の状況は、ホームページで確認できます。

問合せ 県環境保全課（☎096-333-2269）、市環境課環境衛生係



▲県の大気環境の状況

生ごみ処理容器・処理機
購入費を補助します

家庭から出る生ごみを減らすことを目的に、生ごみ処理容器・処理機の購入費の一部を補助します。

補助金額

生ごみ処理容器

購入価格の2分の1（上限3千円）

生ごみ処理機

購入価格の2分の1（上限

飲用井戸などは
衛生的に管理しましょう

地下水や表流水、湧水を水源として飲用に利用する施設（飲用井戸など）を衛生的に使用するためには、日頃から適正な管理が必要です。汚染を防ぎ、健康を守るためにも次のことを実施しましょう。

○水源の周辺に人や動物が立ち入らないように、柵などを設ける

○水源や水槽などの設備や周辺を定期的に清掃する

○設備や給水管などの施設に破損や亀裂、漏水がないかなど、年に1回以上点検する

○年に1回専門機関で水質検査をする

○必要に応じて塩素消毒をする

問合せ 市環境課環境衛生係

PM2.5などの情報を
パソコンや携帯でチェック

県が配信するPM2.5（微小粒子状物質）についての注意喚起のお知らせや光化学スモッグ注意報を携帯電話で受け取ることができます。外出先でも安心です。

犬の登録&狂犬病予防注射（追加実施）

犬の登録がまだの人や令和5年3月2日以降に予防注射が済んでいない人は、都合のよい会場にお越しください。

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法に基づき登録と予防注射を受けることが義務付けられています。猟犬や室内犬も必ず登録と狂犬病予防注射を受けてください。※登録は犬の生涯に1回、予防注射は毎年1回です。

場所	時間
大畑コミセン	9:20～9:50
東間コミセン	10:10～10:30
市役所（正面玄関付近）	10:50～11:30
中原コミセン	13:30～14:05
西瀬校区多目的運動広場	14:25～14:45
東西コミセン	15:05～15:35

期日 6月18日（日）
※大雨などの場合は、中止することがあります。
料金 新規登録 3,000円／予防接種 3,350円
※所有者や住所の変更、犬の死亡などは必ず市環境課へ連絡してください。

問合せ 市環境課環境衛生係
(☎22-2111 内線2076)

